

## ここに残る景観資源発掘委員会の選出について

### (1) ここに残る景観資源発掘委員会とは

『ここに残る景観資源』発掘プロジェクト～ここに残る水辺景観の募集～実施要領抜粋

第7条 応募された景観資源を審査し、景観審議会に推薦するため、ここに残る景観資源発掘委員会（以下、委員会）を設置する。

2 委員会は、岸和田市附属機関条例第2条に規定する岸和田市景観審議会及び岸和田市環境デザイン委員会の委員から4名以内で組織する。

3 委員会は、応募された水辺景観を、応募書類、まちかど投票、現地調査等の方法により別表2の視点と評価に基づき審査し、すぐれた水辺景観を『ここに残る景観資源』として岸和田市景観審議会に推薦する。

別 表 2

(第7条関係)

視点と評価
(1)「住民意識への効果」…地域固有の魅力を感じさせ、市民の誇りとなり得る水辺景観
① 地域住民に愛される親水空間となっている
② 地域住民のアイデンティティや誇りを形成している
③ 住民の自然環境への意識を高めている
(2)「住民活動への効果」…豊かな生活の場、住民活動の場となり得る水辺景観
① 地域住民の日常生活の場として使用されている
② 維持管理活動等が地域住民の手で行われている
(3)「周辺空間への効果」…周囲のまちなみに良い影響を与えられる水辺景観
① 周辺の建物の形態、ファサード、意匠に良好な影響を与えている
② 地域の魅力が効果的に伝わる視点場を形成している